

大阪市告示第833号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月23日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ淡路店

大阪市東淀川区淡路四丁目6番20号

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

4,241㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和8年5月10日

(5) 廃止する理由

店舗閉店のため

2 届出年月日

令和8年5月7日

3 届出者の氏名及び所在地

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 代表取締役 今井 康博

大阪市西成区花園南一丁目3番22号

(経済戦略局産業振興部産業振興課)